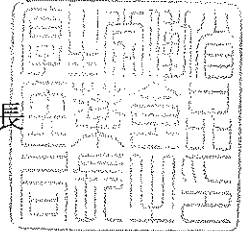




薬食発 0714 第 4 号
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について

平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

(2) 浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

3. 留意事項

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

(2) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

(3) 浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

(4) 上記 (2) 及び (3) に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ
用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・
あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕
○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

〔告 示〕

- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件(文部科学九八、九九)
- 有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同一〇〇、一〇六)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件(同一〇七、一一〇)
- 重要文化財の員数を改める件(同一一一、一一三)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一一四、一一五)
- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件(文化庁四一)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇 二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同一〇二)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十二年第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十二年第四・四半期国庫の状況(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

外国監査法人等関係
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第七十五号
雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

〔雇用対策法施行規則の一部改正〕
第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七条の次に次の一条を加える。

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

2 職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。
一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標
三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間における個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために)事業の継続が不可能になつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く)の有無

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項
3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を記載した書類(以下「雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を記載した旨を記載した書類」という。)を提出し、当該書類を提出した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を記載した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。
(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表(第一条関係)第二十五号の次に次の一号を加える。
二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を記載した旨を記載した書類の交付の申込み
附 則

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

ハ 有効成分の分量

- (1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。
- (3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
- (4) 別表第十のII、III又はIVに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十一 カルシウム剤（妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

- 含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 有効成分の配合割合
 - (1) 別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
 - (2) 別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

十二 喉清涼剤（喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

- 含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 有効成分の配合割合
 - (1) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
 - (2) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ五種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十二のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
- (3) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の十分の一の量とする。ただし、たんの効能及び効果とするためには、同表のIに掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。
- (4) 別表第十二のIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんの効能及び効果としない。

十三 ビタミン含有保健剤（滋養強壮、虚弱体質等の改善及び肉体的疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

- 含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 有効成分の配合割合
 - (1) 別表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
 - (2) 別表第十三のIからVIIまで、IXのB項又はXのC項若しくはJ項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項目ごとにそれぞれ一種とする。
 - (3) 別表第十三のIIIに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。
 - (4) 別表第十三のXのK項のグリチルリチン酸又はグリチルリチン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXIのK項と配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン（オキソアミジン）は、同区分のニンニクと配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十三のII若しくはXのG項に掲げる有効成分を同一区分内若しくは同一項目内で二種以上配合する場合は、当該有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壮、虚弱体質、肉体的疲労、病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾患、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。

十四 ひび・あかぎれ用剤（ひび、あかぎれ等の改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の剤型のもの）

イ 有効成分の種類

- 含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。
- ロ 有効成分の配合割合
 - (1) 別表第十四のIに掲げる有効成分の配合は、一種とする。
 - (2) 別表第十四のIIに掲げるd1-カンフル及びd1-カンフル又は1-メントール及びd1-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。
 - (3) 別表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。
 - (4) 別表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（1）において「メントール・カンフル主剤製剤」という場合には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	最大濃度
I	酸化亜鉛 カラミン	五〇％ 五〇％
II	イソプロピルメチルフェニール フェニール	〇・一％ 二％
III	d-カンフル dl-カンフル	一％ 一％
IV	ビタミンA油	二五〇〇国際単位パーグラム
B項	酢酸トコフェロール トコフェロール	〇・五％ 〇・五％

別表第九

別表第八の次に次の七表を加える。

別表第九

一 有効成分の分量
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。

二 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、湿しん、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びびきびとする。

別表第十

（注）ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。

（一）別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（二の（2）において「クロルヘキシジン主剤製剤」という。）には、同表のIのB項、IIIのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

八 有効成分の分量
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。
別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

二 効能及び効果
（1）メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
（2）クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び靴ずれとする。
（3）別表第十四のIIIのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（ピタミンA E主剤製剤）の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

十五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。
ロ 有効成分の配合割合
（1）別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
（2）別表第十五のIIに掲げる有効成分は、合計で七十パーセント以上配合されなければならない。
（3）別表第十五のIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。

八 有効成分の分量
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。

区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量
I	クエン酸カルシウム グルコン酸カルシウム 炭酸カルシウム 沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム 無水リン酸水素カルシウム リン酸水素カルシウム ボレイ末 石決明（アワビ殻）	六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg	三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg
II	アミノエチルスルホン酸 塩酸リジン	一〇〇mg 一二〇mg	一〇mg 一二mg
III	フマル酸第一鉄 炭酸マグネシウム 銅クロロフイリンナトリウム	三〇〇mg 一二〇mg 一〇〇mg	三〇mg 一二mg 一〇mg

別表第十一

区分	有効成分名	最大濃度（％）
I	尿素	一〇
II	d-カンフル dl-カンフル	—
III	酢酸トコフェロール トコフェロール	〇・五 〇・五
IV	グリチルリチン酸ニカリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム グリチルレチン酸	〇・五 〇・五 〇・三

別表第十

区分	有効成分名	最大濃度（％）
I	尿素	一〇
II	d-カンフル dl-カンフル	—
III	酢酸トコフェロール トコフェロール	〇・五 〇・五
IV	グリチルリチン酸ニカリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム グリチルレチン酸	〇・五 〇・五 〇・三
V	クロタミトン	五％
B項	アラントイン イクタモール グリチルリチン酸ニカリウム グリチルレチン酸	二％ 一・五％ 〇・五％ 〇・五％
C項	エルゴカルシフェロール	一〇〇〇国際単位パーグラム
D項	パンテノール	一％

I項	J項	K項	XI(生薬)		
			イ	ロ	
ム	カフエイン 無水カフェイン	イノシトール グリチルリチン酸 グリチルリチン酸ナトリウム グルコン酸ナトリウム 炭酸マグネシウム チオクト酸 チオクト酸アミド デヒドロコロール酸 パンテチン ルチン	九〇〇略	五〇略 五〇略	五〇略 五〇略
			粉末の場合 二〇〇略	粉末の場合 四五〇・五略	粉末の場合 四五略
			エキスの場合 一七・八略	エキスの場合 一・五略	エキスの場合 二〇〇略
			エキスの場合 二〇〇略	エキスの場合 二〇〇略	エキスの場合 二〇〇略
			エキスの場合 二四〇略	エキスの場合 二四〇略	エキスの場合 二四〇略
			粉末の場合 二〇〇略	粉末の場合 二〇〇略	粉末の場合 二〇〇略
			エキスの場合 一五〇略	エキスの場合 一五〇略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 二二・七略	エキスの場合 二略	エキスの場合 一五〇略
			粉末の場合 一五〇略	粉末の場合 二略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 二七略	エキスの場合 二略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 三〇略	エキスの場合 三略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 八〇〇略	エキスの場合 八〇略	エキスの場合 一五〇略
			粉末の場合 三〇略	粉末の場合 三略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 一一〇略	エキスの場合 一二略	エキスの場合 一五〇略
			粉末の場合 四七・五略	粉末の場合 四略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一五〇略
			エキスの場合 一五〇略	エキスの場合 一五〇略	エキスの場合 一五〇略

タイソウ	エキスの場合 七五〇略	エキスの場合 七五略
チヨウジ	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
チンピ	エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一〇略
トウキ	エキスの場合 六〇〇略	エキスの場合 六〇略
トシシ	エキスの場合 三〇〇略	エキスの場合 三〇略
トチュウ	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
ニクジュヨウ	エキスの場合 六〇〇略	エキスの場合 六〇略
	エキスの場合 五〇略	エキスの場合 五略
	エキスの場合 二五〇略	エキスの場合 二五〇略
	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
ニンジン	エキスの場合 三略	エキスの場合 〇・六略
	粉末の場合 一・五略	粉末の場合 〇・三略
ニンニク	エキスの場合 四〇〇略	エキスの場合 四〇略
ブクリヨウ	エキスの場合 五五〇略	エキスの場合 五五略
	粉末の場合 三〇〇略	粉末の場合 三〇略
ムイラブアマ	エキスの場合 七五〇略	エキスの場合 七五略
モツコウ	粉末の場合 三一・五略	粉末の場合 三略
ヤクチ	粉末の場合 一〇〇略	粉末の場合 一〇略
ヨクイニン	エキスの場合 一〇略	エキスの場合 一・〇略
	粉末の場合 三略	粉末の場合 〇・三略
リュウガンニク	エキスの場合 三〇〇略	エキスの場合 三〇略
ローヤルゼリー	エキスの場合 五〇〇略	エキスの場合 五〇略

(注)

- 1 括弧内の量は、一回最大分量である。
- 2 硝酸ビスチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。
- 3 チアミンジセル硫酸エステル塩の一日最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。
- 4 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びペンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。
- 5 塩酸フルスルチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。
- 6 フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、フラビンアデニンジヌクレオチドに換算した量である。
- 7 リン酸リポフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リポフラビンに換算した量である。
- 8 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ビタミンA油、肝油及び強肝油の一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。
- 9 エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一日最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。
- 10 コハク酸dl-α-トコフェロールカルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸dl-α-トコフェロールに換算した量である。

